

日 薬 業 発 第 378 号

令 和 元 年 12 月 27 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

令和元年台風第 19 号に関する診療報酬等の請求の
取扱いについて（12 月診療分以降）

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

令和元年台風 19 号に関する診療報酬等の請求の取扱いについては、令和元年 12 月 11 日付け日薬業発第 332 号にてお知らせしたところですが、今般、12 月診療分以降に係る診療報酬等の請求に関する取扱いが示されました。

取り急ぎお知らせいたしますので、該当都道府県薬剤師会におかれましては、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

事務連絡
令和元年12月26日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12月診療分以降)

令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

記

- 1 令和元年12月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年12月診療分(令和2年1月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和2年1月10日とすること。

事務連絡
令和元年12月26日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(12月診療分以降)

令和元年台風第19号による被災に関する診療報酬等の請求の事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、貴管下関係団体へ周知徹底を図るようよろしくお願いいたします。

記

- 1 令和元年12月診療分以降に係る診療報酬等の請求について、被災地における保険医療機関等の状況に鑑み、原則として概算による請求の取扱いは行わないものとする。なお、11月診療分に引き続き、通常の方法による請求が難しい保険医療機関については、審査支払機関に相談すること。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて、令和元年12月診療分(令和2年1月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、通常どおり令和2年1月10日とすること。